

**一般社団法人千葉県社会福祉士会
事務局の組織及び運営に関する規程**

規程第 5 号
平成 24 年 10 月 28 日制定

（目的）

第 1 条 この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第 43 条第 4 項に基づき、事務局の組織及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（設置場所）

第 2 条 事務局は、本会定款第 2 条に定める事務所の中に置く。

2 前項の規程にかかわらず、必要があるときは、理事会の決定により、他の場所に臨時の事務局を置くことができる。

（開設日及び時間）

第 3 条 事務局は、月曜日から金曜日までの毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までの間、業務を行う。

2 前項の規程にかかわらず、次の号に掲げる日は休業日とする。

（1）国民の祝日及び振替休日

（2）年末年始の休日（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの各日）

（所掌事務）

第 4 条 事務局は、本会定款第 37 条に定める書類の整備のほか、次の各号に定める事務を処理する。

（1）本会の役職員及び機関に関すること

（2）本会の会員情報の管理に関すること

（3）社団法人日本社会福祉士会及び他の都道府県社会福祉士会との連絡調整に関すること

（4）本会の文書及び公印の管理に関すること

（5）本会の会計及び契約並びに資産の管理に関すること

（6）事務所の維持管理に関すること

（7）登記に関すること

（8）その他の庶務

2 事務局は、前項各号に定める事務のほか、広報誌の発行、資料の作成その他必要な事業を行う。

（事務局長）

第 5 条 事務局長は、理事会の同意を経て、原則として理事の中から会長が委嘱する。

2 事務局長は、会長の命を受けて事務局を統括する。

（事務局次長）

第 6 条 会長が必要と認めるときは、事務局次長を置くことができる。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長の命を受けて事務局の日常業務を掌理する。

(職員)

第 7 条 定款第 43 条第 2 項の定めるところにより、事務局に職員を置く。

2 職員は、事務局長の命を受けて、事務局の事務を分掌する。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるほか、事務局の運営に必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

(改正)

第 9 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、本会の設立登記の日から施行する。